

# 名古屋港管理組合公報

平成18年5月1日  
(月曜日)  
第373号

## 目 次 告 示

- 港湾施設の使用再開 ..... 1
- 公 告
- 行政文書の開示の実施状況 ..... 1
- 審 議 会 事 項
- 名古屋港審議会委員の任免 ..... 2

## 告 示

### 名古屋港管理組合告示第29号

平成17年名古屋港管理組合告示第34号で使用停止した次の港湾施設は、平成18年5月1日から使用を再開する。

平成18年5月1日

名古屋港管理組合管理者

名古屋市長 松原 武久

○ 施設の種類 荷さばき地

区画を定めた荷さばき地

名 称 (括弧内は、その略称)	等 級	位 置	面 積	区 画
稲永ふ頭北A荷さばき地 (稲北A)	1 級	15号岸壁及び16号 岸壁背後	平方メートル 1,042	区画4、5、6、7、22、23、 24、25及び26

(図は省略)

## 公 告

### 名古屋港管理組合公告

名古屋港管理組合情報公開条例（平成12年名古屋港管理組合条例第7号。以下「条例」という。）第25条第2項の規定に基づき、平成17年4月1日から平成18年3月31までの間における行政文書の開示の実施状況を次のように公表する。

平成18年5月1日

名古屋港管理組合管理者

名古屋市長 松原 武久

### 1 行政文書の開示の実施状況

実施機関	義 務 開 示				任 意 開 示			
	請求件数	決 定 内 容			請求件数	決 定 内 容		
		開 示	一部開示	不開示		開 示	一部開示	不開示
管理 者	1 件	1 件	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件
監査 委員	0	0	0	0	0	0	0	0
議 会	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計	1	1	0	0	0	0	0	0

### 備考

- 1 義務開示とは、条例に基づき実施機関が義務として行うものをいう。
- 2 任意開示とは、条例附則第3項に規定するものをいう。

## 2 不服申立ての状況

不 服 申 立 て 件 数	処 理 状 況	
	審 査 中	
0 件	0 件	

## 審 議 会 事 項

名古屋港審議会委員の委嘱を、下記の者は解かれた。

稻 垣 隆 司 (4月12日)

一 見 昌 幸 ( 同 )

櫻 井 洋 ( 同 )

名古屋港審議会委員に、下記の者が委嘱された。

林 清比古 (4月21日)

尾 崎 好 計 ( 同 )

田 原 卓 成 ( 同 )